

第1章 保存活用計画の基本方針

1 文化財の調査に関する基本方針

尾道市では、過去の文化財調査において、建造物、美術工芸品、民俗文化財、埋蔵文化財等の様々な分野の文化財を調査し、その成果を保存している。平成の合併前の旧市町において、それぞれの基準で実施しており、そのデータの精度や調査方法も旧市町で異なっている。

今後の文化財に関わる様々な事業において、市内にどのような文化財が存在し、どのような状況であるのかを把握することは最も根幹の部分である。基本構想で述べた文化財の総合的把握調査は、合併後の市内全域を対象とした初めての調査であり、今後の文化財調査のモデルとなりえる調査である。地元調査員による有形文化財（建造物）、民俗文化財、歴史的景観（小景観）の調査、及び専門家による美術工芸品（仏像）、民俗芸能、歴史的建造物の調査を、市内全域の統一基準で実施しており、継続してその他の分野でも市内全域を対象とした文化財調査の実施に努める。

また、文化財調査の際には、市民参加型の調査を行い、郷土の文化財への理解と愛護精神の高揚を目指す。

2 文化財の修理に関する基本方針

文化財は経年劣化や様々な突発事態により、損傷し、消滅する危険性も考えられる。文化財の修理は、それを防ぐ重要な方策である。しかし、どの文化財がどの程度損傷しているかなどの情報は、前述の継続的な文化財調査や市民との情報交換が不可欠である。こうした情報収集が文化財の修理の基礎となり、修理方針や修理方法の確立にもつながる。

現在、市内の文化財の状況をみると、緊急性を要する文化財が多数見受けられ、指定文化財については、その損傷具合や緊急性を考慮し、修理事業を実施している。特に重要文化財の建造物は、その建築年代が古いことから、緊急性を要するものが多い。また、美術工芸品についても、修理の必要がある場合には、その状況を把握し、修理計画を作成することが求められる。ただし、美術工芸品の場合、その保管状況や防犯体制についても考慮する必要があり、教育委員会は、文化財所有者にその指導助言を継続的に行う。

文化財の修理は、歴史的真正性を損なうことなく、適切な修理及び整備を実施するとともに、市民に理解を得られるよう適宜公開する機会を設け情報発信する。

3 文化財の防災に関する基本方針

従来、文化財に関して、火災等の様々な災害から守るために、個々の文化財の防災設備の設置・点検を行い、また、被害を受けた際にも速やかに所有者から市教育委員会、さらに県教育委員会へと情報を伝達し、応急対策や復旧事業を実施してきた。特に建造物は、被害を受けやすく、修理に多大な時間と費用を必要とするため、防災対策を万全にし、被害を未然に防ぐこと、被害を最小限にとどめることが重要であり、防災設備の設置と点検を推進する。

また、従来の文化財の防災対策は、指定文化財に限定されることが多く、指定文化財以外の文化財や文化財の周辺環境に対しては、同様の防災対策はとられていないのが現状である。これらについて、指定文化財と同様の対策をとるのではなく、その状況に応じた防災対策を練る。そのためには、各地域の防災組織と情報交換を行い、文化財をとりまく地域ぐるみの防災体制の構築に努める。

また、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

文化財の適切な保存・活用のため、文化財所有者及び地域住民の防災意識を高め、文化財防災設備点検等を行う文化財管理事業を継続的に実施する。

4 文化財の継承の仕組みに関する基本方針

文化財の保存・継承には、修理や防災対策が不可欠であるが、最も重要なことは、その文化財を後世に残そうという文化財愛護精神と、その保存・継承に関わる人材の育成である。これは、文化財に関わる様々な人々の育成という、文化財の最も重要な基礎となるものであり、最も効果的な方法である。

文化財への関心と理解を高めていくため、子どもから高齢者まで、それぞれの関心や状況などに応じた文化財保護の啓発や学習・体験機会の確保に努める。

さらに、指定文化財または国登録文化財ではないものの中から、市民自らが価値や魅力を再認識して、残したい歴史文化資源として登録する（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設に取り組む。また、歴史文化資源が市民によって大切にされ、生かされ、次代に伝えていけるよう、市民や関係団体と協働しながら、啓発や情報提供、保存・活用の活動支援に努める。

5 文化財の活用に関する基本方針

文化財の活用は、今後の尾道市のまちづくりに大きく関わる重要な項目である。活用には、様々な意味合いが含まれており、文化財そのものを利用して活動を行うこと、文化財について広く周知すること、文化財を通して郷土の歴史を学ぶことなど、様々な方法が考えられる。文化財を活用するには、市民が主体となって行うことが重要であり、そのような活動が可能な環境づくり、文化財情報の公開、市民の文化財愛護精神の向上が不可欠である。

文化財の保存・活用及び文化財を生かしたまちづくりなどに関わる組織の設立や育成と支援を行うとともに、それらが連携し、協働による事業などを企画・推進する体制づくりに努める。また、組織への市民等の参加を促進するとともに、担い手の育成支援に努める。

文化財と市民をつなぐ体制づくりが必要であり、市民参加型の様々な事業の実施を目指す。

6 関連文化財群等の保存・活用に関する基本方針

基本構想で設定した関連文化財群は、尾道市の歴史と文化の特徴を表している。それぞれの関連文化財群は、今後の尾道市のまちづくりに密接に関わる事項である。関連文化財群は、市内の各地域を代表する文化財や今までに知られていなかった文化財等を様々なテーマでまとめ、改めて地域の中で価値付けされる。それは、地域の誇りやアイデンティティの確立につながるものであり、郷土への愛護精神の向上につながるものである。

今後は、関連文化財群での様々な事業を実施することも重要であるが、関連文化財群をよく理解してもらい、その保存と活用を市民と一体となって練り上げていくことが求められる。

具体的には、設定したテーマごとの6つの関連文化財群において、景観の保全・形成、文化財の指定・登録の検討、案内・説明の充実など個別的な取組を行うとともに、テーマに基づいた文化財の調査・研究や情報発信、行事のネットワーク的な開催、周遊コースづくりなど群としてのつながりづくりに努める。加えて、「時のミュージアム・尾道」のもとに、関連文化財群や時代ごとの文化財をつ

なぎ、生かし、情報発信と普及・啓発に努める。

また、関連文化財群とともに、新たな考え方である歴史文化保存活用区域についても、基本構想では6つの区域（瀬戸田地域の歴史文化保存活用区域では、その中で2つのサブの区域を設定）を設定している。こうした区域の現状と特色を踏まえ、住民の協力と参加を得ながら、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。その中では、歴史まちづくり法による歴史的風致の維持・向上についても検討する。

このように関連文化財群等を設定することにより、文化財をその周辺環境も含め、総合的に保存・活用し、歴史文化を生かしたまちづくりを推進する。